

議第58号

三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案

三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年三島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（一般廃棄物等の収集又は運搬の禁止等）

第10条の2 市（市長が特に認める者を含む。）又は市から一般廃棄物の収集若し

くは運搬の委託を受けた者以外の者は、ごみ集積所（一般廃棄物処理計画に定めるところにより設置された一般廃棄物を排出すべき場所をいう。以下同じ。）に排出された一般廃棄物（次項に規定する集団回収のためにごみ集積所に排出された資源物を除く。第18条第1項において同じ。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 集団回収（自治会その他の営利を目的としない団体が自主的に行う資源物（古紙その他の規則で定めるものであって、再び使用し、若しくは原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。以下同じ。）の収集又は運搬をいう。以下同じ。）を行う団体又は当該団体から資源物の収集若しくは運搬の委託を受けた者以外の者は、集団回収のためにごみ集積所に排出された資源物（以下「集団回収資源物」という。）を収集し、又は運搬してはならない。

3 市長は、ごみ集積所の位置を示す図面を、規則で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。

(原状回復命令等)

第18条 市長は、第10条の2第1項又は第2項の規定に違反してごみ集積所に排出された一般廃棄物又は集団回収資源物（以下「収集運搬禁止廃棄物」という。）を収集し、又は運搬している者に対して、当該行為を中止して当該収集運搬禁止廃棄物を原状に回復すること及び同条第1項又は第2項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物を収集し、又は運搬してはならないことを命ずることができる。

2 市長は、第10条の2第1項又は第2項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物を収集し、又は運搬した者に対して、当該行為に係る収集運搬禁止廃棄物を原状に回復すること及び同条第1項又は第2項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物を収集し、又は運搬してはならないことを命ずることができる。

3 第1項の規定による命令については、三島市行政手続条例（平成10年三島市条例第1号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

(公表)

第19条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者が当該命令に違反したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、意見陳述の機会を与えることができる。

本則に次の1条を加える。

(罰則)

第21条 第18条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

平成29年9月5日提出

三島市長 豊岡 武士